

青森県報

号外第九十三号

平成十五年
十月十四日
(火曜日)

目 次

選挙管理委員会

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間…………… (事務局) ……

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び同法第二十三条第一項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成十五年十月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十五年十月二十七日
ただし、年齢についての基準となる日 平成十五年十一月九日
- 二 登録を行う日 平成十五年十月二十七日
- 三 縦覧に供する期間 平成十五年十月二十八日から同月二十九日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭